

妊婦の同居家族の方へ

妊婦の同居家族の風しん抗体検査・予防接種費用を

全額助成します



母子健康手帳などで過去の予防接種歴を確認してください
(お住まいの市町窓口で事前受付が必要です)

- 風しんの免疫を持たない妊娠初期（妊娠 20 週頃まで）の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが「先天性風しん症候群」（耳が聞こえにくくなる、生まれつき心臓に障害がある、目が見えにくくなるなど）になる可能性があります。
- 妊婦は風しんの予防接種を受けられないことから、県では、「先天性風しん症候群」の発生を予防するために、妊婦の同居家族の方の風しんの抗体検査・予防接種を全額助成しています。

Q1 誰でも受けられるの？

- ・ **抗体検査**は、県内に住所を有する「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者が対象です。詳細については、裏面をご覧ください。
- ・ **予防接種**は、県内に住所を有する「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者で、風しん抗体価が低い方が対象です。詳細については、裏面をご覧ください。

Q2 どこで受け付けしているの？

- ・ お住まいの市町で受付を行っています。
助成を希望される方は、医療機関で風しんの抗体検査・予防接種を受ける前に、お住まいの市町窓口で受付が必要になりますのでご注意ください。

Q3 副作用はないの？

- ・ 1 回目のワクチン接種後の副反応として最も多く見られるのは発熱です。そのほか接種後 1 週間前後に発疹を認める人が数%います。アレルギー反応としてじんま疹を認めた方が約 3%程度報告されています。稀な副反応として、脳炎・脳症が 100 万～150 万人に 1 人以下の頻度で報告されています。

【！注意！】

これまで風しんの公的な予防接種を受ける機会がなかった下記の方については、国の「風しんの追加的対策」が実施されています。

お住まいの市町から送付されるクーポン券を使用して、風しんの抗体検査・予防接種を受けてください。
風しんから自分自身を守り、周りの人も守るため、風しんに対する抵抗力を確認・獲得しましょう！！

<対象者>

抗体検査：昭和 37 年（1962 年）4 月 2 日から昭和 54 年（1979 年）4 月 1 日生まれの男性

予防接種：風しん抗体価が HI 法 8 倍以下又は HI 法 8 倍以下相応の昭和 37 年（1962 年）4 月 2 日から昭和 54 年（1979 年）4 月 1 日生まれの男性

<詳しくは裏面をご覧ください>

【助成内容等】

	抗体検査	予防接種
対象者	県内に住所を有する「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者 <u>ただし、下記の方を除きます。</u> ・過去に風しんの抗体検査を受けたことがある方 ・明らかに1回でも風しんの予防接種歴がある方 ・検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方 ・昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日生まれの男性 ・未就学児	県内に住所を有する「風しん抗体価が低い妊婦」の同居者で、風しん抗体価が低い方 <u>ただし、下記の方を除きます。</u> ・未就学児 ・現在妊娠中あるいは現在妊娠している可能性がある方 ・風しん抗体価がHI法8倍以下又はHI法8倍以下相応の昭和37年(1962年)4月2日から昭和54年(1979年)4月1日生まれの男性
助成内容	風しんの抗体検査にかかる費用の全部 ※助成は1人1回のみ (医療機関によっては診察代が必要となる場合がありますが、診察代は助成の対象になりません。)	風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種にかかる費用の全部 ※助成は1人1回のみ
助成方法	現物給付 (医療機関の窓口での支払いは必要ありません。)	現物給付 (医療機関の窓口での支払いは必要ありません。)
事前受付に必要なもの	① 佐賀県内に住所を有することが証明できるもの(運転免許証・健康保険証など) ② 同居する妊婦の風しん抗体価が低いことを証明できるもの(同居する妊婦の母子健康手帳及び検査結果通知)	① 佐賀県内に住所を有することが証明できるもの(運転免許証・健康保険証など) ② 同居する妊婦及び対象者の風しん抗体価が低いことを証明できるもの(同居する妊婦の母子健康手帳及び妊婦・同居者の検査結果通知) ※風しん抗体価が低いとはHI法16倍以下又はHI法16倍以下相応

【予防接種時の注意】

- ・接種前1か月間、接種後2か月間は避妊が必要です。
- ・今回の予防接種は任意接種のため、接種によって健康被害が生じた場合は、予防接種法に定める救済措置の対象とならず、「医薬品副作用被害救済制度」、「全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度」または「全国町村会総合賠償補償保険制度」の対象となることをご理解のうえ、接種してください。

【助成期間】

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)3月31日までの間に受けられた抗体検査及び予防接種の費用が全額助成になります。

【事前受付・問い合わせ窓口】

各市町担当課	電話番号	各市町担当課	電話番号
佐賀市 健康づくり課	(0952) 40-7282	吉野ヶ里町 こども・保健課	(0952) 51-1618
唐津市 保健医療課	(0955) 75-5161	基山町 健康増進課	(0942) 92-2045
鳥栖市 健康増進課	(0942) 85-3650	上峰町 健康福祉課	(0952) 52-7413
多久市 健康増進課	(0952) 75-3355	みやき町 健康増進課	(0942) 89-3915
伊万里市 健康づくり課	(0955) 22-3916	玄海町 健康福祉課	(0955) 52-2159
武雄市 健康課	(0954) 23-9131	有田町 健康福祉課	(0955) 43-5065
鹿島市 保険健康課	(0954) 63-3373	大町町 子育て・健康課	(0952) 82-3186
小城市 健康増進課	(0952) 37-6106	江北町 福祉課	(0952) 86-5614
嬉野市 健康づくり課	(0954) 66-9120	白石町 保健福祉課	(0952) 84-7116
神埼市 健康増進課	(0952) 51-1234	太良町 健康増進課	(0954) 67-0753

風しんの抗体検査・予防接種について

詳しくは

風しん 佐賀県

検索

佐賀県 健康増進課 感染症対策担当 電話 0952-25-7075

